

「こんな時、どうしますか？」

教育法規・危機管理 「不審者対応の危機管理体制の整備・確立」

桃山学院教育大学 教授



村上 佳司

1 不審者などによる犯罪が起こる要因

日常生活理論 (Routine Activity Theory) では、同じ時間、同じ空間に「監視者の不在」、「ふさわしいターゲット」、「犯意のある行為者」が重なれば犯罪は起こる可能性が極めて高いと示されています。このことから「監視者の不在」、「ふさわしいターゲット」、「犯意のある行為者」をなくすことが、犯罪が起こらないことに繋がります。すなわち「監視者の不在」をなくす環境づくり、「ふさわしいターゲット」にならない教育、「犯意のある行為者」を生じさせない教育の推進が求められ、これらが不審者対応の危機管理体制の整備・確立に繋がります。

2 不審者対策のための危機管理の視点

犯罪機会論は、犯罪は「機会」があるから発生するという考え方です。犯罪者は、目的が達成でき、且つ、捕まりそうにない「場所」を選びます。目的が達成でき、且つ、捕まらない「場所」とは、「入りやすい場所」、「見えにくい場所」が挙げられ、学校は、それらに該当する「場所」をなくさなければなりません。また、日常生活理論 (Routine Activity Theory) では、不審者対策の1つとして「監視者の不在」をなくす環境づくりが挙げられています。具体的な対策としては、不審者侵入リスクを軽減するための防犯カメラの設置、スクールガードの役割となるボランティアや警備員の配置などセキュリティを強化することが挙げられます。そして、セキュリティ強化の見える化を発信することも重要なポイントです。

しかしながら、現在の学校への侵入者は、目的が達成できれば、捕えられること（逃げること）は考えてないケースが多いのではないのでしょうか。学校への侵入者は、通常の精神状態を逸脱しており大変危険な状態であり、無謀な行動から様々なセキュリティを突破することも予想されます。そのため、学校においては、不審者

が侵入したことを推測した実効性の高い危機管理マニュアルを作成し、様々な場面を想定した防犯訓練に取り組むことで防犯実践力を高めることが不可欠です。他方で、不審者の侵入を防ぐ意味でも、侵入される前に対策を講じることも重要な視点となります。

その対策の1つとして地域のパトロールの強化・拡充が挙げられます。地域住民やボランティアの参加を促し、定期的なコミュニケーション・パトロールを行うことで、犯罪の抑止効果を高めることができます。コミュニティメンバーが近隣を歩き回る「ながらパトロール」も異常な状況や不審者の存在を素早く報告することや不審者に対する抑止力にも繋がります。重要なポイントは、学校は、地域の住民、警察、自治体などの関係機関と連携し、情報を共有する仕組みを構築することであり、警察からの情報提供や緊急連絡手段を整備することにより、効果的な防犯活動が可能となります。

一方で見守りのボランティア活動の課題もあります。ボランティアの高齢化、共働き世帯の増加に伴う若い年代がボランティア活動に参加できない現状、高齢者ボランティアの負担増、高齢者ボランティア自身のリスクマネジメントも考えていかなければなりません。また、ボランティアに頼りつきりになるのではなく、学校でも独自に定期巡回するなど侵入抑止に努めなければなりません。

もう1つの侵入抑止の視点は、犯罪原因論に基づく取り組みです。犯罪原因論は、「人」に注目し、犯罪者となるきっかけをなくせば、犯罪者がいなくなるという考え方であり、Routine Activity Theoryの「犯意のある行為者」を生まない教育の推進を示しています。これらの教育における学校の果たす役割は重要であると考えます。この教育では、なぜ、犯罪者が犯罪を犯すことに至ったのかなど、その背景について思考させたり、また、犯罪者にならないためには、何をしなければいけないのか、犯罪をしてしまうと将来どのような生活を送ることになるのかなどを思考させたりすることで「犯罪の抑止力」すなわち「道徳心」を高めます。

次に、社会性を身に着けるということが重要です。地域学習などを通して多くの人と関わることは、自分が社会の中で、人と繋がっているといった実感を持ってます。そのことが、人との繋がりの大切さを学び、社会性を養います。犯罪者は、社会性が欠けているとよく言われるように、人とながっていること、孤独にならないことが犯罪を抑止する大きなポイントであり、学校への侵入者にはこの視点が特に重要だと考えます。

3 主体的に犯罪直観力を養う教育の推進

犯罪の発生の要因には、「不安全な環境」、「不安全な行動」があります。環境の安全性が高まれば、行動の安全性が低下し、逆に、環境の安全性が低下すれば、行動の安全性が高まることも考えられます。これでは、行動は環境によって決定されることになり、本質的な安全行動とは言えません。環境に関係なく常に安全行動をとれることが犯罪に対する重要な危機管理です。

このことから危機管理確立のための重要なフアクターは、防犯教育の充実であり、防犯教育では、危険箇所や危険事象を教えるだけでなく、危険に対して「自身がとるべき適切な対処法」を理解できるための教育を実践することであると考えます。すなわち、「自分の命は、自分で守れる」ことを根底におき、「主体的に安全に對して、適切な行動がとれるようにするための教育」を推進することが求められます。

具体的には、子どもたちの「犯罪直観力」を磨くことです。「犯罪直観力」とは、この場所で犯罪が起こるかもしれない、何となく怖いといった直感を磨くことです。そのためには「犯罪の手法」を学ぶこと、犯罪を回避するためには、「どのような道を通ったらいいのか」「どのように行動をしたらいいのか」を学ぶことなど、子どもの「防犯意識を向上させること」が重要なポイントになります。

現在の防犯教育では、警察などが担っている防犯教室や、学校に不審者が侵入してきた場面を想定した防犯訓練などが行われています。これらの防犯教育は、有効的ではありますが、一方で、継続的な効果が低いという課題もあります。このことを踏まえ、年に数回の防犯教育に関わる取り組みで終わらせるのではなく、日常的な防犯の意識を向上させることが重要となってきます。教員自身が高い防犯意識を持ち、「犯罪は起こるかもしれない」「犯罪は起こりえる」とする「フエイズフリー（日常と非日常の区別を取り払う）の視点」に立った日常的な指導が求められます。

また、これからの防犯教育は、子どもたちが、自らの行動を「振り返り」、自らの行動の安全性に「気づく」ことを目標に取り組みます。そのためには、まず、様々な安全に関する視点を「知る」ことが必要となってきます。「危険の要因」「安全に必要な要素」「自分の行動」などを知ることが必要です。「振り返り」をする場面においては、自分の行動を「客観的な視点」から見る「メタ認知」を働かせた教育を推進することが求められます。メタ認知の領域へアプローチする教育は、自身をより「客観的に見る力」を養うことに繋がることから、防犯教育においても

非常に重要なことだと考えます。そして、教員は、子どもたちに対して安全性や危険度について「気づく」ことを支援し、子どもたちとしっかりとコミュニケーションをとり、子どもたちの「気づき」を導くファシリテーターとしての役割が重要であり、このプロセスを通じて、子どもたちは、「自分づくり」や「自己評価」をすることが出来ます。メタ認知を取り入れた防犯教育を継続することは、子どもたちが環境に関係なく、主体的に「犯罪直観力」を磨き、常に適切な安全行動をとれるようになると考えます。犯罪に対する重要な危機管理の要因の1つとして、これらの教育の推進を挙げることが出来ます。

そして、これからの防犯教育は、「危険教育」ではなく「安心教育」を推進しなければなりません。「危険教育」は、「常に警戒心を持って行動しなければいけない」と危険を強く学ぶことで、安全を確保しようとする考え方です。これでは「安全」を得るには「安心感」を持ってないこととなります。そうではなく、「このように行動をとれば安全です」と言った肯定的な視点で学ぶことで「安全性」を担保しながらも「安心感」を与える教育を推進しなければなりません。つまり「危険教育」ではなく「安心教育」の推進が重要となってきます。

4 危機管理体制の確立に向けて

第3次学校安全の推進に関する計画では、「学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルを構築し、学校安全の実効性を高める」と示されており、学校安全計画、危機管理マニュアルの実効性について検証し、見直すサイクルを確立させない限り、学校安全を推進することができないと考えられています。一方で、学校現場は、教職員の多忙さを見直すべく「働き方改革」が進む現状にあります。が、「子どもの命を守る」ことを第一義に置かなければ学校教育・学校安全の推進は成り立ちません。

特に防犯については、未然防止できる視点のもと、保護者、地域、行政など学校に関係する様々な方々と協働し、安全に安心して過ごせる学校づくりを進めていくこととする「セフティープロモーションスクール」の考え方を参考に学校安全計画、危機管理マニュアルについて見直すサイクルを構築し、常にアップグレードすることが有効な危機管理体制の確立に繋がります。